

# 総務委員会報告資料【追加】

令和5年6月26日

報告事項件名	頁
1 【追加】「入札・契約に関する不正行為等の有無等に関するアンケート」 の実施結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(総 務 部)

# 総務委員会報告資料

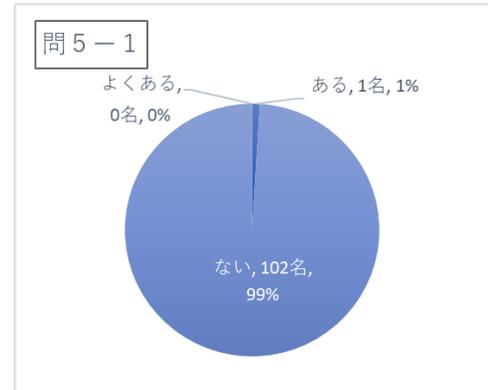
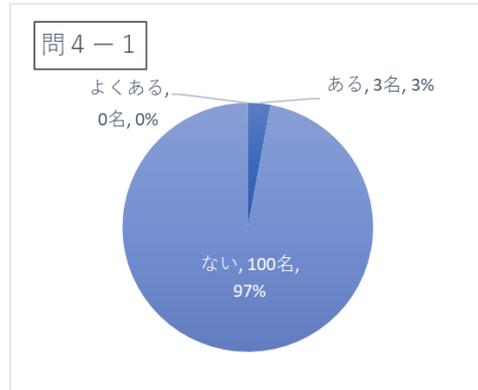
令和5年6月26日

件名	【追加】「入札・契約に関する不正行為等の有無等に関するアンケート」の実施結果について
所管部課名	ガバナンス担当部 コンプライアンス推進担当課
内容	<p><b>1 アンケートの目的</b></p> <p>足立区では、令和元年11月に職員による主管課契約に係る収賄事件、令和3年3月には入札契約に関する予定価格の漏えい事件など、入札・契約に関する不祥事が相次いで発覚した。そのため、公契約等審議会の答申を受けて、入札・契約制度の見直しを行うことなどにより、再発防止に努めてきた。</p> <p>しかし、昨年、他区において、契約を担当する課長による入札情報の漏えい事件が発覚したこともあり、区における入札・契約等に関する現状や制度改正の効果等を把握するため、管理職を対象にアンケートを実施した。なお、アンケートは、管理職に現状を率直に回答してもらうため、無記名で行った。</p> <p><b>2 アンケート調査概要</b></p> <p>(1) 調査対象：公社等派遣を除く部長級・課長級職員 133名  (2) 調査方式：無記名式アンケート方式  (3) 調査期間：令和5年6月6日～12日  (4) 回答数：103名（回答率 77.4%）</p> <p><b>3 アンケート調査の主な結果（詳細は別添）</b></p> <p>(1) 管理職員の入札・契約のルールに関する知識について</p> <p>入札・契約の基本的なルールに関する質問について、正しく回答できた者は85名（82%）だった。</p> <p>残念ながら「よく分からない」者が10名（10%）いるとともに、「最低制限価格を教えること」「入札希望者数を教えること」等が違法行為であることを認識していない者が8名（8%）いることが明らかになった。 ※別添 [問3-1] 参照</p> <p>(2) 入札・契約に関する秘密情報の漏えいについて</p> <p>「入札・契約に関する秘密情報が外部に漏れていると感じたことがある」者が3名（3%）いた。</p> <p>理由としては、「落札率（落札価格を予定価格で除した割合）が100%に近い」こと、また「（事業者の）下見積額を安易に予定価格にしていたため、落札率が100%となっているものが少なくない」ことを挙げているが、具体的な漏えい事実を見聞したとの回答はなかった。 ※別添 [問3-2] 参照</p>

(3) 入札・契約に関する秘密情報の提供依頼について

議員から「入札・契約に関する秘密情報の提供を依頼されたことがある」者が3名いた。 ※別添 [問4-1] 参照

また、事業者又は事業者団体から「依頼されたことがある」者も1名おり、一部の議員を含む利害関係者が区の管理職に「工事金額」等の入札・契約に関する秘密情報の提供を求めている実態があることが明らかになった。 ※別添 [問5-1] 参照



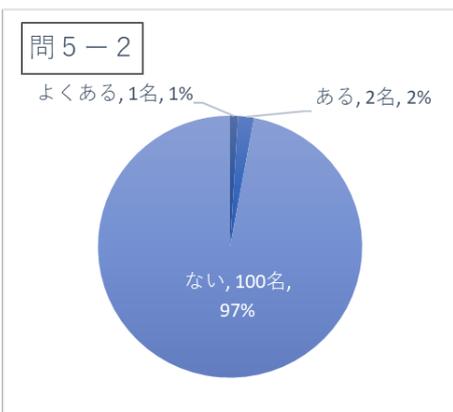
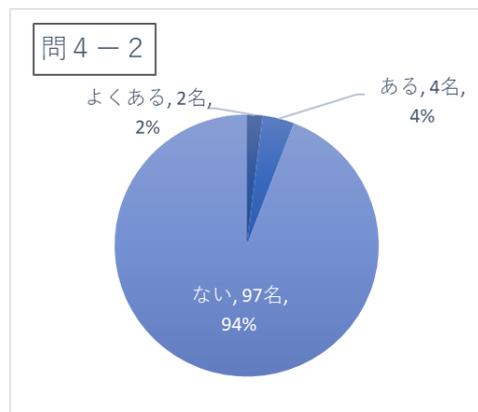
(4) 入札・契約に関する特定要求等の状況について

また、秘密情報の提供も含む入札・契約に関する特定要求又は不当要求に該当する可能性がある要求（以下「特定要求等」という。）について、議員からの特定要求等が「よくある」とする者が2名、「ある」とする者が4名いた。 ※別添 [問4-2] 参照

具体的な要求は「関係事業者名の提示等」や「特定の事業者の指名競争入札への指名の強要」などと回答している。

一方、事業者又は事業者団体からの入札・契約に関する特定要求等については、「よくある」とする者が1名、「ある」とする者が2名いた。 ※別添 [問5-2] 参照

要求の内容は「落札事業者に関する他事業者（おそらく落札できなかった者）からの問題指摘を受ける」ことや「仕様書の違いに関して一部の事業者が議員を介して圧力をかける」などと回答している。



(5) 入札・契約に関する特定要求等に該当しない要求の状況について  
入札・契約に関する特定要求等に該当しない要求（情報提供等）に

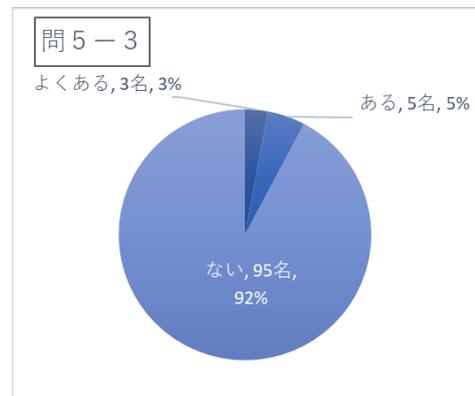
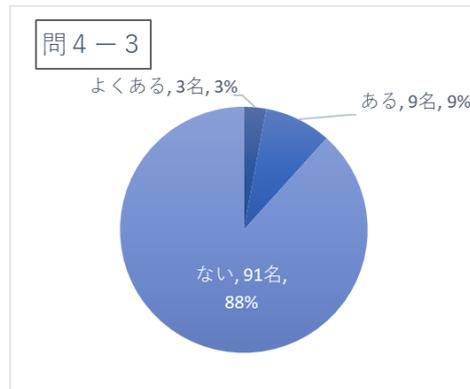
については、議員から要求を受けることが「よくある」「ある」と答えた者は合わせて12名だった。

内容は「入札経過、業者選定理由等」を聞かれる、「発注業種について注文を付けられる」などとともに、入札への「参入希望事業者や特定の事業者との面会を求められること」が多いようである。

※別添 [問4-3] 参照

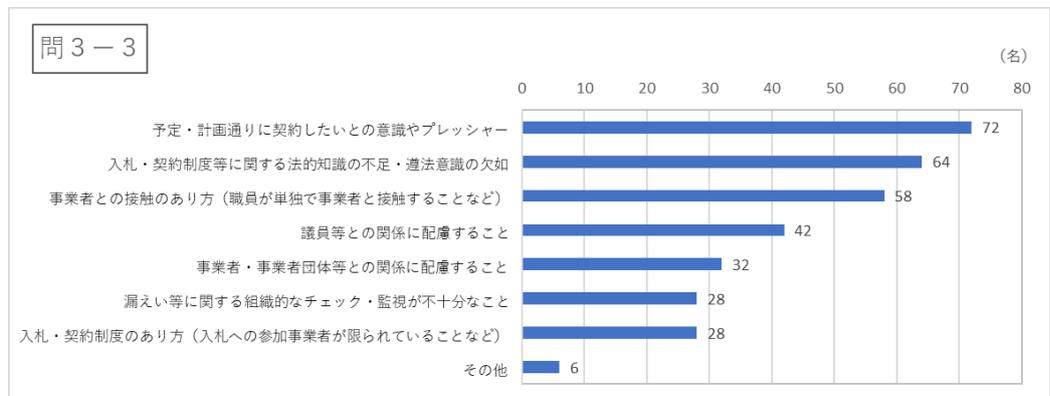
また、事業者又は事業者団体からの要求では、「よくある」「ある」と答えた者は合わせて8名であった。

内容は「総合評価制度の導入の要求、発注する際、特定の業種以外の参入を止める要求」など、入札ルールを特定の事業者グループに有利となるように求めることや「契約内容通りの施工ができない際、追加費用等を全て発注者側(区)に負担させる業者がいる」などであった。 ※別添 [問5-3] 参照



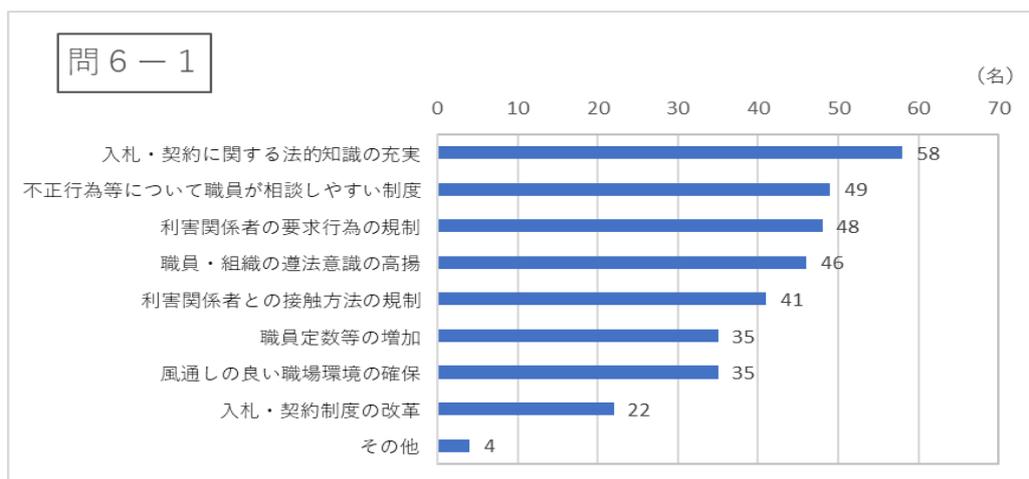
(6) 入札・契約に関する情報漏えいの要因及び事故防止策について

区職員による入札・契約に関する情報漏えいの要因となると考える事項(複数選択可)は、「予定・計画通りに契約したいとの意識やプレッシャー72(69.9%)」「入札・契約制度等に関する法的知識の不足・遵法意識の欠如64(62.1%)」「事業者との接触のあり方(職員が単独で事業者と接触することなど)58(56.3%)」などが挙げられている。 ※別添 [問3-3] 参照



一方、入札・契約等に関する事故防止策として有効と考える事項(複数選択可)は、「入札・契約に関する法的知識の充実58(56.3%)」「不正行為等について職員が相談しやすい制度49(47.6%)」「利害関係者の要求行為の規制48(46.6%)」

「職員・組織の遵法意識の高揚46（44.7%）」などが挙げられている。 ※別添 [問6-1] 参照



#### 4 アンケート結果を受けた今後の対応

##### (1) 入札・契約に関する法的知識の充実

アンケート結果では、管理職を含む職員に「入札・契約制度等に関する法的知識の不足」や「遵法意識の欠如」があることが明らかになっている。公務員倫理に関する研修の頻度は、現行で概ね良いと考える（64%が肯定 [別添問9参照]）が、研修内容を見ると係長級以上の職員（管理・監督者）に対して、入札・契約に関する法令等を知る研修が実施されていない。まずは、割当職員向けの「ミス防止」研修の科目である「入札犯罪の構造と法規制の概要等」を管理・監督者向けの「公務員倫理」研修に取り入れるなどにより、入札・契約に関する法的知識を充実していく。

##### (2) 不正行為等について職員が相談しやすい制度の周知と確立

アンケート結果では、入札・契約等に関する有効な事故防止策として、「不正行為等について職員が相談しやすい制度」を47.6%の者が、「利害関係者の要求行為の規制」を46.6%の者が挙げている。 ※別添 [問6-1] 参照

不正行為等について職員が相談する制度としては、「足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱（以下「内部通報要綱」という。）」と「足立区への提言、要望等に関する取扱規程（以下「提言等取扱規程」という。）」がある。

しかし、アンケート結果では、提言等取扱規程の具体的な内容を「知らない（「どちらかと言えば知らない」を含む。）」という管理職は42%に上っている。 ※別添 [問6-3] 参照

提言等取扱規程については、令和3年度に職員全員を対象に研修会を開催するなどして周知に努めているが、その後に研修等は行われておらず、結果として管理職にも充分理解されていないことが判明した。

以上のことから、これらの制度の具体的内容については、改めて、分かり易く周知していく。